

総合評価方式標準型評価項目

工事名：市立四日市病院大規模改修工事
 工事場所：四日市市 芝田二丁目 地内

評価分類	評価項目	評価内容	割合	大項目得点	小項目得点	評価基準	評価点	評価の対象 代表者 構成員	備考	
地域要件	工事地域精通度	本店等所在地	6%	2	1	市内に本店を有する 市内に受任者を有する 県内に本店又は受任者を有する 上記以外	1 0.5 0.3 0	○	・受任者とは、四日市市請負工事入札参加資格者名簿で登録された受任者(支店又は兼業所)をいう。 ・本店等所在地は、公告日現在における四日市市請負工事入札参加資格者名簿上の所在地で評価する。	
		平成18年度以降の1契約5,000万円以上の市内での工事施工実績の有無			1	平成18年度以降に市内での工事施工実績がある 市内での工事施工実績がない	1 0	○		・国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人の何れかが発注し、平成18年度以降に完成した1契約5,000万円以上の工事を元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る)として、市内で施工した実績の有無について、工事施工実績を証する書類の提出を求める。 ※評価は、構成員の何れかを対象とする。(提出は一構成員分の提出で可。複数の構成員分の提出があった場合は、低い評価点の実績で評価する) ・工事実績は、公告日現在で完成していること。
企業要件	工事成績	本市工事過去5年平均工事成績 (当該業種)	25%	9	2	当該業種の「工事成績平均の評価点」の算出方法は、次式のとおりとする。 評価点=(工事成績平均-70)×1/5 ※当該業種の工事成績平均が80点以上・2点 ※当該業種の工事成績平均が70点・0.1点 ※70点未満又は当該業種工事の実績を有しない0点	2.00~0	○	・当該業種は建築一式工事である。 ・算出式中の工事成績平均は、小数点以下四捨五入とする。 ・工事成績が1件の場合は、その点数を算出式中の工事成績平均とする。 ・JVで受注した工事の工事成績評価点を含む。ただし、算出対象の工事が重複した場合は、ひとつの工事のみ対象とする。 ・過去5年間(平成29~令和3年度に完成した工事)の工事成績が確認できる工事成績評定通知書の写しを提出すること。 上記写しの代わりに一覽表の提出でも可(工事場所、工事名、工事成績点数がわかるもの)。 ※工事成績平均は、全ての構成員(代表者を含む)の工事成績の平均点とする。	
	優良工事表彰	当該年度を含む過去10年間の 本市優良工事表彰の実績の有無			1	当該業種かつ1契約の請負金額が当該発注工事予定価格の2分の1(円未満切捨て)以上の工事における優良工事表彰の実績がある 当該業種かつ1契約の請負金額が当該発注工事予定価格の2分の1(円未満切捨て)未満の工事における優良工事表彰の実績がある 上記以外で優良工事表彰の実績がある 優良工事表彰の実績がない	1 0.7 0.5 0	○	・当該業種は建築一式工事である。 ・優良工事表彰の実績のわかる書類(①表彰の写し、②工事完成認定書の写しまたは契約書・変更契約書の写し)を提出すること。 上記写しの代わりに一覽表の提出でも可(表彰年度、業種、工事名、最終請負金額がわかるもの)。 ・JVで表彰された実績も評価の対象とする。 ・対象となる優良工事表彰は、平成24年度表彰~令和3年度表彰とする。 ・「1契約の請負金額」は、完成時の請負金額とする。 ※評価は、構成員の何れかを対象とする。(提出は一構成員分の提出で可。複数の構成員分の提出があった場合は、低い評価点の実績で評価する)	
	施工実績	平成18年度以降の同種・類似工事実績の有無			2	1	平成18年度以降に同種工事の元請・JV工事実績がある 平成18年度以降に類似工事の元請・JV工事実績がある	2 1	○	・平成18年度以降に完成した下記(ア)~(ウ)に掲げる基準をすべて満たす工事を元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る)として、施工した実績の有無について、工事実績、工事内容を記載できる書類の提出を求める。 ・契約履行証明、工事完成認定書の写し、コリンズ竣工工事カルテ・契約書の写しのいずれかと工事内容を記載できる書類として、仕様書・図面・コリンズ竣工工事カルテ(技術データを含むもの)を提出すること。 ・工事実績は、公告日現在で完成していること。 ・実績資料に記載できる工事実績は1件まで。 ・提出された書類により判断できない場合は評価しない。
	地域・社会貢献度	障害者雇用の有無			1	1.0	法定雇用率を達成している又は法定雇用義務はないが障害者を雇用している 法定雇用率を達成していない又は障害者を雇用していない	1.0 0	○	・障害者の雇用の促進等に関する法律により雇用が義務付けられている企業(43.5人以上の事業主)は、職業安定所に提出する障害者雇用状況報告書の写しにより、法定雇用率による法定雇用が達成されていること(身体障害者、知的障害者又は精神障害者数の不足数が0人であることを確認する。なお、障害者雇用状況報告書は、職業安定所へ提出した最新のものを提出すること(8月1日以降に入札の公告を行うものに限る)を確認する。 上記以外の企業については、障害者手帳番号等により雇用を確認する。(併せて令和3年6月1日現在の常時雇用(3ヶ月以上)を確認できる健康保険証等の写しを提出すること。一人分の提出で可)
	次世代育成支援活動実績の有無	就業規則等に育児休業制度が規定されている 就業規則等に育児休業制度が規定されていない			0.5 0	○	・労働基準監督署の受付印が確認できる就業規則等の写しにて確認する。別に育児休業の規定を設けている場合はその写しの提出も併せて求める。 (育児休業の規定の写しで労働基準監督署の受付印が確認できる場合は、その写しの提出でも可)			
	災害協定締結の有無	本市と災害協定を締結している 本市と災害協定を締結していない			0.5 0	○	・本市との災害協定書の写しを添付のうえ提出を求める。			
ISO、M-EMSの認証取得の有無	ISO9000S、ISO14001、M-EMSのいずれかの認証の取得がある ISO9000S、ISO14001、M-EMSの認証を取得していない	0.5 0	○	・ISO9000S、ISO14001、M-EMS(ステップ2又はステップ1)のいずれかの認証があれば評価する。認証については、評価機関による登録証等の写しの提出により確認を行う。 ・認証されている事業活動と登録を受けている事業所(本社、工場、工事関係部署等)のわかる書類も添付すること。 ※工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しない。						
地元業者施工率	地元業者施工率が65%以上である 地元業者施工率が65%未満である	1 0	○	・総合評価当該工事において地元業者施工率が65%以上になると申告した場合について評価する。地元業者施工率とは、元請の請負金額に占める市内本店業者(元請及び一次下請)の請負金額の割合のこととする。また、契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含んで施工率を算定すること。 地元業者施工率が65%以上であると申告した場合は、契約後、工事一部下請届け及び下請負契約書の写しの下請負金額で、施工率を確認する(施工において最終的に65%未満になると減点対象となる) ※元請が市外業者と市内業者で構成される共同企業体の場合、自社施工額(元請の請負金額のうち一次下請の金額を除いた額)を出資比率で按分した金額を各構成員の施工額とし、そのうち市内業者である構成員の施工額を、自社施工額のうち市内本店業者分とする。						
安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステム認証の有無	0.5 0	○	・労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001、OHSAS18001、JISHA方式規格OSHMS)又は建設労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認証について評価する。 ・認証については、評価機関による評価証、適合証明書等の写しにより確認する。認証されている事業活動と登録を受けている事業所(本社、工場、工事関係部署等)のわかる書類も添付すること。 ※工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しない。						
技術者要件	施工実績	平成18年度以降の同種・類似工事実績の有無	8%	3	3	平成18年度以降に同種工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある	3	○	・平成18年度以降に完成した下記(ア)~(ウ)に掲げる基準をすべて満たす工事を元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る)として、施工した実績の有無について、工事実績、工事内容、技術者配置状況を確認できる書類の提出を求める。 ・契約履行証明、工事完成認定書の写し、コリンズ竣工工事カルテ(技術者・技術データを含むもの)・契約書の写しのいずれかと工事内容、技術者配置状況を確認できる書類として、仕様書・図面・コリンズ竣工工事カルテ(技術者・技術データを含むもの)を提出すること。 ・主任技術者は令和3年6月1日現在で満45歳以下とする。 ・現場代理人としての工事実績については、公告日現在で完成している工事において、全工事期間中(工事を全面的に一時中止している期間を除く)、工事に従事した実績をいう。 なお、工場製作期間を含む実績の場合は、全工事期間を現場施工期間とする。 ・主任(監理)技術者としての工事実績については、公告日現在で完成している工事において、対象工事の契約日から完成日までの期間(工事を全面的に一時中止している期間を除く)において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいう。なお、工場製作期間を含む工事実績については、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績とする。 ・実績資料に記載できる工事実績は1件まで。 ・提出された書類により判断できない場合は評価しない。 ・入札参加資格確認申請書の提出時に予備の技術者を申請する場合は、予備の技術者についても実績を証する書類の提出が必要である。その場合、本技術者要件の評価は、低い評価点の技術者で評価を行う。	
					2.5	若手技術者で平成18年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある	2.5	○		
					2	平成18年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある	2	○		
					0	同種・類似工事の主任技術者又は現場代理人としての工事実績がない	0	○	・同種工事とは (ア)500床以上の病院のうち、建物の用途が医療関係施設(※)の新築、増築または改築工事 (イ)鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造または鉄骨造 (ウ)延べ面積10,000m ² (1棟)以上 ・類似工事とは (ア)500床以上の病院のうち、建物の用途が医療関係施設(※)の新築、増築または改築工事 (イ)鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造または鉄骨造 (ウ)延べ面積5,000m ² (1棟)以上 上記の(ア)~(ウ)に掲げる基準をすべて満たす工事をいう。 ※「医療関係施設」とは、診療施設、入院施設、検査施設、薬剤施設のいずれかをきつものとする。	
技術力	安全管理	安全管理に関する工夫	61%	22	6	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	2.0	○	当該工事は24時間365日休みなく病院運営を継続しながらの工事となることから、通院・入院患者、医療スタッフ等の医療環境に大きく影響する。このことから安全な動線確保等、安全管理上留意すべき課題と具体的な対策を求める。 ※提案項目は3項目について求める(内1項目については指定) ＜指定項目＞増築・改修工事期間中の病院利用者の動線確保と安全に関する施工内容及び方法	
					1.5	現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	1.5			
	1.0	少し工夫がある			1.0					
	0.5	標準的な記載のみで普通である			0.5					
0.0	上記以外	0.0								
医療環境	医療環境に関する工夫	6	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	2.0	○	当該工事は病院施設の中心付近での工事であることから振動、騒音、粉塵などの環境対策が必要となる。このことから病院利用者並びに医療スタッフ等への負担や影響を最小限にするために留意すべき課題と具体的な対策を求める。 ※提案項目は3項目について求める(内1項目については指定) ＜指定項目＞増築工事に対する配慮及び対策				
1.5	現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	1.5								
1.0	少し工夫がある	1.0								
0.5	標準的な記載のみで普通である	0.5								
0.0	上記以外	0.0								
工程管理及び施工上の課題	工程管理及び施工上の課題に関する工夫	6	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	2.0	○	当該工事は工事用種地がないため、改修箇所を利用しながら順次改修を進める「玉突き工事」となる。このことから、円滑に工事を進めていくために留意すべき工程管理及び施工上の課題と具体的な対策を求める。 ※提案項目は3項目について求める(内1項目については指定) ＜指定項目＞改修工事における工場の連携				
1.5	現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	1.5								
1.0	少し工夫がある	1.0								
0.5	標準的な記載のみで普通である	0.5								
0.0	上記以外	0.0								
ヒアリング	技術力全般に係るヒアリング	4	優れている	4	○	・配置予定技術者に対してヒアリングを行い、業務への取り組み姿勢及び質疑の応答性について評価する。 配置予定技術者がヒアリングに欠席した場合は、技術力評価(技術提案書及びヒアリング)が0点となる。また、ヒアリングに出席した配置予定技術者以外は、受注後の主任(監理)技術者として配置できない。				
3	概ね優れている	3								
2	良好である	2								
1	概ね良好である	1								
0.0	上記以外	0.0								
その他	総合評価方式に係る技術提案等の不履行による減点	この工事の公告日が、四日市市が総合評価方式で発注した工事で不履行によるペナルティが課されている期間内である場合、「総合評価方式技術提案履行確定通知書」に記載された履行状況により、地元業者施工率の不履行の場合は「5点」、技術力に係る不履行の場合は「10点」を技術評価点の合計値からそれぞれ減点する。 なお、複数の工事で不履行があった場合は、その減点は累積し、最大30点の減点となる。 特定JVの構成員に減点となる構成員を含む場合は、当該特定JVに対して減点となる。各構成員に不履行工事があった場合は、その減点は累積するが、同一の不履行工事は、重複して減点はしない。								
	技術提案における失格基準の設定	失格基準点を技術力における評価項目(ヒアリングを除く。)ことに算出し、失格基準点以下の評価項目がある場合は失格とする。 失格基準点は、「評価基準：標準的な記載のみで普通である」に係る評価点に1評価項目あたりの提案項目数を乗じて得た点数とする。								